

# 太陽光発電設備保全技術者 養成講座及び検定のご案内

太陽光発電事業の自律的な適正化を推進し、セカンダリー市場の活性化等を通じて長期安定発電を実現することを目指し「太陽光発電事業の評価ガイド(平成30年6月公表)」が策定されました。

資源エネルギー庁は、同ガイドを適正化の指針として参考にするよう事業計画策定ガイドラインに新たに記載するなど、同ガイドを用いた自律的な適正化を推し進め、長期安定発電の実現を目指しています。

こうした自律的な取り組みを促す一方で、不適正な発電所に対する認定取消もいよいよ始まっています。

このように太陽光発電事業に厳しく適正さが問われようとしています。本財団は設立当初から発電設備だけでなく発電所全体ひいては発電事業の保全が必要であると考え、そのための技術者の養成に平成27年から取り組んできました。

発電設備に加え土木・構造設備、法令手続にわたる技術知識を有し、「太陽光発電事業の評価ガイド」に沿った保守・点検（保全）を行えるオールラウンダーな保全技術者の養成講座（検定）を開催しています。

検定の合格者は本財団に保全技術者として認定されます。希望者については本財団ホームページで開示されており、適切な保全の増進にも取り組んでいます。

この講座は、東京での開催を基本としていますが、出張開催にも対応しています。日程等は本財団ホームページ（<http://www.enre.or.jp/>）をご覧ください。

# 太陽光発電事業の評価とは

## 【評価ガイド策定の背景:事業リスクの正確な把握】

太陽光発電所がももとなった災害や発電トラブル、地域での紛争の多発という事態を受けて、国は発電事業の長期安定化のための再投資(適正化)を促そうとしています。

それには事業リスクの正確な把握が必要となるので、【太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会】が設けられ、「太陽光発電事業の評価ガイド」が2018年6月に発表されました。

## 【評価は「太陽光発電事業の評価ガイド」に基づいて実施】

太陽光発電事業の事業継続に対するリスクを評価するもので、「太陽光発電事業の評価ガイド」(太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会)で示された項目・方法にしたがって判定し、評価報告書(レポート)としてまとめられます。

その結果を受けて事業者が自律的に適正化のための再投資を行い、事業の長期安定化につながることを国は期待しています。

## 【評価の透明化によるセカンダリマーケットの活性化】

それだけでなく、評価報告を活用することで発電所の中古取引が透明化され、セカンダリマーケットが活性化することも期待されています。

さらに、事業期間中の様々なタイミングで目的に合わせた評価項目を選択することができるので、事業者自身による発電事業の点検のみならず金融機関や保険会社等による活用、発電所の格付け等も視野に入れられています。

# 保全業務は太陽光発電事業の評価を左右する重要な要素

## 【保全が義務化】

2017年度施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(改正FIT法)」は、発電事業者にも新認定制度に適合した事業計画により適切に設計・施工、保守点検を実施することを定めています。

本財団は、「改正FIT法」の要点や新認定制度で提出が義務付けられる「事業計画」の解説を盛り込んだ「太陽光発電設備保全技術者養成講座」を開催しています。

## 【評価ガイドに沿った保全】

「太陽光発電事業の評価ガイド」では、発電設備はもちろん土木設備や架台・基礎等の構造設備、さらに放流同意を含めた権原の保全や法令手続など、事業全体について適正であることが証拠に基づいて判定されます。その証拠として重要なのが、保全(保守・点検)業務の履歴(報告書)です。竣工検査だけでなく、その後の保全(保守・点検)が適正になされていることが求められています。

## 【保全技術者に求められる能力】

- 長期安定発電を実現する適切な設備保全。
  - 遵法性が厳しく求められる中、太陽光発電設備にかかわる法令を理解して保全業務を実施できること。
  - 災害が多発する中、土木設備や構造設備の保全業務を実施できること。
- 発電所の資産価値の保全。
  - 太陽光発電事業評価ガイドの概要を理解し、それに沿った保全業務を実施できること。

# 太陽光発電設備保全技術者講座の概要

講座の構成		
1日目（午後）	2日目（全日）	
	午前	午後
1.太陽電池モジュールの基礎 2.太陽光発電システムの基礎 3.システム設計と電気工事の基礎	4.システムの点検と測定 5.土木設備の保全 6.電気関連法令 7.その他関連法令	8.不具合事例とその対策 9.測定技術 10.総括・質疑 <b>検定試験</b>

## 【資格の使途】

- 「太陽光発電事業の評価ガイド」に沿った保全(保守・点検)が行えます。
- 前記の保全報告書に作成者の資格として「太陽光発電設備保全技術者」と記載いただけます。
- 全建築系CPDの認定に登録できます。(受講時に事前申請要)

## 【検定合格者は認定(登録)されます】

検定に合格すると、認定技術者として登録され、**認定証**と**資格者証**が発行されます。  
認定技術者等の開示(希望者のみ)について、要望があれば開示しています。

## 【受講資格】

本講座の受講及び検定の受験には資格等による制限を設けていません。

ただし、講義内容をご理解いただくためには、①太陽光発電事業、②土木・構造設備、③電気(発電)設備のうち、少なくとも一つ以上に関する知識や経験をお持ちであることを推奨します。

## 【受講料】 55,000円(税込)

- 上記受講料には、教材費・検定料・認定登録料(2年間)が含まれています。
- 不合格者は再検定(原則無料)を受験できます。
- 交通費・宿泊費・食事は含まれておりませんので各自で手配してください。

1. 本財団ホームページからお申し込みください。
2. 受講料のお支払い  
お申込受付後、[申込内容の確認書]と[受講料の請求書]がメールで届きますので、それに従ってご入金ください。
3. 受講票等のお受け取り  
ご入金を確認後、開講日の1週間前を目途に[受講票][認定登録のための書式一式]が郵送されます。

## 一般財団法人 環境・資源エネルギー協会

詳細は本財団のホームページを確認ください。 <http://enre.or.jp>  
お問合せは事務局までメールでお願いします。 E-mail: [pv2@enre.or.jp](mailto:pv2@enre.or.jp)